平成２７年（フ）第４７４号
熊本県上益城郡甲佐町大字田口4598番地10
債務者　田上　美保
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０５号
大分市府内町１丁目６番18号（菊屋総本店ビル801）
債務者　小原正二郎
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８５号
青森市妙見１丁目６番12号
債務者　川村　英子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
神奈川県厚木市上落合358番地４
債務者　石井　晴彦
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７５号
神奈川県中郡二宮町山西2037番地
債務者　初瀬川詩織（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３８１号
神奈川県平塚市明石町１番11―908号　レオパレスＦｌａｔ平塚
債務者　嶋津　英子（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３８５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津216番地の１
債務者　上野　公明
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０７８号
名古屋市港区津金１丁目４番19号　ひかり荘は号
債務者　津村ひさ子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３号
北海道新冠郡新冠町字本町74番地の２
債務者　高森　伸子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
青森県八戸市長者３丁目４番８号　大久保てる方
債務者　三浦　康子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
秋田県能代市西通町３番７号　佐藤アパートハ号
債務者　荒木　里実
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第８２号
群馬県桐生市新里町新川4025番地
債務者　小島　和美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第８３号
群馬県桐生市広沢町３丁目3518番地　石関アパート14
債務者　ＳＡＩＴＯ　ＦＬＯＲＥＳ　ＪＯＲＧＥ（通称斉藤ホルヘ）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第２４４号
新潟市江南区亀田水道町３丁目３番31号
債務者　高野いづみ
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５０号
新潟市西区小針４丁目39番13号、前住所東京都福生市牛浜155―１　メゾンシーマ102
債務者　庄田　浩平
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５２号
新潟市秋葉区田家１丁目１番５号
債務者　中川　　勉
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２３号
石川県野々市市御経塚３丁目291番地、従前の住所金沢市四十万町北イ48番地１
債務者　木曽建装こと　木曽　光一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４９号
福井市若杉町第７号７番地
債務者　電化のオイダこと　笈田　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係